

千葉県道路公社一般競争入札 公告 第 1号

県単道路改良工事（可変式速度規制標識設置）の一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

なお、この入札は、紙入札により執行する。

令和6年 7月10日

千葉県道路公社 理事長 北岡 聡

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 県単道路改良工事（可変式速度規制標識設置）
- (2) 工事を施工する場所 一般国道126号（山武東総道路）山武郡横芝光町芝崎
- (3) 工事期限 令和7年2月10日限り
- (4) 工事の概要
 - ア 目 的 銚子連絡道路一期区間（下り車線）の山武郡横芝光町芝崎地先において可変式速度規制標識を設置するものである。
 - イ 規 模 等 工事延長L=770m、可変式速度規制標識1基、地中配線L=783m
 - ウ 構造形式 単柱式標識柱
 - エ 工 法 可変式速度規制標識設置、支柱設置、操作卓改造
 - オ 概 要 図 別に配布する工事概要図のとおりである。
- (5) 主要資材 可変式速度規制標識1基、支柱1基、配線L=783m
- (6) 予定価格 金12,155,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 入札方式 本工事は事後審査型の対象となる工事である。
- (8) その他
 - ア 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における電気通信工事に掲載されている者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める電気通信工事業の建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 資格者名簿における電気通信工事の格付がA等級である者。

(3) 本工事に、電気通信主任技術者又はこれと同等以上の資格（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する資格）を有する者を本工事に配置できる者。

(4) 過去15年間（入札公告の前年度までの15ヵ年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成21年4月1日～令和6年7月10日））に、本工事と同種工事（道路情報板設置工事または可変式速度規制標識設置工事）を元請として施工した実績のある者。

ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定）に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。

(5) 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することができない。

(6) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ア この工事に係る設計業務等の受託者

- ・商号 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ
所在地 東京都渋谷区本町3-12-1
- ・商号 株式会社 東光コンサルタンツ
所在地 東京都豊島区池袋4-41-24
- ・商号 セントラルコンサルタント株式会社
所在地 東京都中央区晴海2-5-24
- ・商号 株式会社 福山コンサルタント
所在地 東京都千代田区神田岩本町4-14

イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 入札執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。

(1) 入札書類の提出について

- ア 日 時 **令和6年8月2日（金）午前11時まで【必着】**
- イ 提出先 千葉県道路公社 総務部 総務企画課
〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
電話 043（227）9331
- ウ 提出方法 **持参若しくは郵送及び託送による。**
（郵送及び託送の場合は、書留郵便等、記録の残るものに限る。）
電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。
- エ 注意事項 **提出に係る注意事項は別記参照のこと。**
- (2) 開札について
- ア 日 時 **令和6年8月5日（月）午前10時00分**
- イ 場 所 千葉県道路公社 本社
千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
- ウ 注意事項 **開札日の立会についての注意事項は別記参照のこと。**

4 入札参加資格の申請等

本工事の入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書を郵送又は託送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加の申請

入札参加を希望する者は、下記提出期間中に持参若しくは郵送又は託送により、別に配布する別記第3号様式一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書を申請すること。

提出期間 **令和6年7月24日（水）午前9時から**

令和6年7月25日（木）午後5時まで

(2) 競争参加資格確認通知及び資格確認資料の提出期限

令和6年7月29日（月）に電話及びFAXにより通知後、郵送する。

なお、通知した資格確認通知は、入札に参加するための通知書のため、開札後、落札候補者は入札参加資格確認のための資格確認資料を、別に提出しなければならず、その期限及び提出先は落札候補者決定通知書により通知するものとする。

5 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧及び無償配布を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間 令和6年7月10日（水）から令和6年7月24日（水）まで

（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

(3) 縦覧場所 千葉県道路公社 総務部 総務企画課

住所 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

電話 043-227-9331

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。

希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配布

希望者に、次により設計図書等を無償で配布する。ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 申込先及び配布場所

千葉県道路公社 総務部 総務企画課

住所 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

電話 043-227-9331

イ 申込方法

希望者は、令和6年7月10日(水)から令和6年7月24日(水)までに、千葉県道路公社へ電話(会社名、住所、電話番号、担当者名及び工事名を連絡すること)により申し込むこと。(県の休日を除く、午前9時から午後5時まで。)

また、一度申し込んだものをキャンセルする場合も、申込期間内に連絡すること。

ウ 配布期間 令和6年7月10日(水)から令和6年7月24日(水)まで

エ 配布時間 午前9時から午後5時まで

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、千葉県道路公社理事長あてに書面により提出すること。

ア 提出期限 令和6年7月25日(木) 午前9時から午後5時まで

イ 提出先 千葉県道路公社 総務部 総務企画課

住所 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

電話 043-227-9331

質問に対する回答は、令和6年7月29日(月)に時間を指定した上で行う。

6 入札保証金 免除

7 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

8 工事費内訳書の提出

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。なお、工事費内訳書は、原則として県の定めた様式を使用するものとする。

ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることもできるが、この場合は次に定める要件を備えていることを要する。

ア 内訳については、原則として縦覧用または配布用設計図書等の項目ごとに数量、単価、金額を明記する。

イ 記載を要する項目については、工事種別ごとに次の表のとおりとする。

| 工事種別 | 記載を要する項目 |
|-----------|--------------------------------|
| 建築・設備関連工事 | 種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで |
| その他の工事 | 内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで |

- (2) 工事費内訳書は、「入札書」と同時に提出すること。
- (3) 工事費内訳書は、「千葉県道路公社発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（平成27年3月24日制定）（以下、「取扱要領」という。）によるものとする。
- (4) 取扱要領第5条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

9 最低制限価格

本工事は最低制限価格制度が適用される工事である。よって、最低制限価格を設定する。

当該最低制限価格の設定については、建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領第3条の規定を適用する。

10 落札者の決定方法

開札後、落札を保留し、入札価格が千葉県道路公社建設工事等契約事務取扱実施要綱第11条により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、入札参加資格等の審査を行い、入札参加資格があることを確認し落札者を決定する。

ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

12 配置予定主任（監理）技術者の確認

- (1) 開札後、落札候補者は、入札参加資格確認のための資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。

また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。

なお、複数の配置予定技術者を申請する場合は、申請する全てのものについて、2(3)の基準を満たしていること。

- (2) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほか

は、配置技術者の変更は認められない。

13 苦情等の申立て

- (1) 本工事の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、書面により千葉県道路公社総務部総務企画課長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。
- (2) 再苦情の申し立てについては、苦情の申立てに対する回答の日から7日以内（県の休日を除く。）に、書面により千葉県道路公社総務部総務企画課長に説明を求めることができる。

14 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。
ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 落札候補者の提出した資格確認資料は返却しない。
なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (4) 工期は、事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- (6) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
なお、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったとき等は、入札参加資格の確認結果通知前においては、直ちに申請書の取下げを行い、入札参加資格の確認結果通知後においては、入札してはならない。
これらの行為を行わなかった場合においては、千葉県道路公社建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (7) 一般競争入札に関する事項及び資料の様式等に関することについては、千葉県ホームページで公開している「一般競争入札のしおり（建設工事等）」を参考とすること。

一般競争入札のしおり

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ippankyousou.html>

15 問い合わせ先

千葉県道路公社 総務部 総務企画課

電話 043-227-9331

別 記

〈 注 意 事 項 〉

1 各書類の送付方法

・持参若しくは郵送又は託送(書留等の記録の残るものに限る)(期限必着)

①入札参加資格確認申請書 (事後審査型)

令和6年7月24日(水)～令和6年7月25日(木)

午後5時までに着くようにしてください。

----- 入札参加資格「有」となった方 -----

②入札書

③工事費内訳書

④誓約書

⑤一般競争入札参加資格確認結果通知書(写)

・令和6年8月2日付けで作成
・令和6年8月2日(金)
【午前11時まで】

※②入札書と③工事費内訳書は、**それぞれ個別の封筒**に入れ、のり付けした上で、④⑤と一緒に封筒に入れること。

※①～④に係る提出の日付は、**各受付期間の日付**とする。

2 開札日当日について

開札の立会は希望制です。

入札参加資格が「有」となった方で、立会を希望する方は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」と一緒に送付される「立会確認書」を記入しFAXで回答してください。なお、立会を希望する方は、名刺を持参のうえ下記日時に来社してください。

日時：令和6年8月5日(月) 午前10時00分

場所：千葉県道路公社 会議室

工事概要図

工事名 県単道路改良工事(可変式速度規制標識設置)

工事箇所 山武郡横芝光町 芝崎

